

戦前の保険証券 (6) 大正期の火災保険約款

第 91 回の連載で明治期の火災保険証券の裏面の保険約款を検討したが、今回は大正期の火災保険証券を対象とする。前回の検討では、手元に残る火災保険証券から判明するかぎりでは、火災保険約款について会社ごとの大きな相違はなかった。今回は同じことを手元にある大正期の火災保険証券によって検証する。今回検証の対象とした火災保険証券は、時代の古い順に記載すると次の保険会社のものである。日本火災(T4)、明治火災(T5)、神戸海上(T7)、帝国火災(T7)、新日本火災(T11)、共同火災(T11)、東邦火災(T14)、東邦火災(T15)、東神火災(T15)、太洋火災(T15)。

まず明治期の火災保険約款と日本火災(T4)および明治火災(T5)の約款を比較してみよう(明治火災の保険証券は画像参照)。細かい文言の相違は別として大きな変化は、24 条だった約款が 25 条となっている。増えた条文は何かといえば、「告知義務」の条項である。文言は次のとおり。「第 7 條 保険契約の当時保険契約者が悪意又は重大なる過失に因り重要な事実を告げず、又は重要な事項に付き不実の事を告げたる時は、當会社がその事実を知り又は過失に因りて之を知らざれしときの外、當会社は契約の解除を為すことを得、但保険契約の時より 5 年又は當会社が解除の原因を知りたる時より一ヵ月を経過したるときはこの限りにあらず」(日本火災保険約款,T4)。明治期の火災保険約款には、保険金支払いを免責とする規定が存在した(日本酒造,M37 の第 16 条)。また他保険契約や危険の増加などに関する通知義務違反の場合に、契約の失効、あるいは保険会社に解除権が認められる条文があった(同上、第 11 条)。しかしながら、告知義務の規定は存在せず、大正期の火災保険約款においてははじめてみられたようである。この 25 条構成の約款を大正期の火災保険約款の基本的構造とみて差し支えない。以降の火災保険約款は、この基本構造を根本的に変えることなく、いくつかの条項を付け加えることで成立したものとみなすことができる。

大正 7 年の神戸海上と帝国火災の保険約款は、条項がひとつ追加されて 26 条構成となっている。しかしながら追加条項は同一の内容ではない。神戸海上の追加条項である第 26 条の文言は約款に規定しない事項に関する法的根拠を明示するものであるが、帝国火災のそれは「証券の再交付等」に関する条項である。それぞれの条文のは次の通り。「第 26 条 以上に定むる所の外は日本帝国の法律命令に準拠すべきものとす」(神戸海上)。「第 26 条 保険証券の書替、再交付、謄本の請求に対しては壺通に付き金参拾錢の手数料を求むるものとす」(帝国火災)。約款に記載なき場合は、保険契約法(当時は商法)に準拠することになっているが、海外で火災保険契約を行う場合、それが自明のことではないことから、神戸海上はあえて第 26 条の文言を追加したのであろう。神戸海上は 1914 年にはスイスリと再保険契約を結ぶなど、国際的な保険会社としてのプレゼンスを高めていた。これに対して、帝国火災は、国内市場に集中していたためそのような規定を必要とせず、かわって証券などの再発行の費用を約款に明示することにより、実務で生じるバーゲニング・コストの低減をはかったものとみられる(帝国火災の保険証券は画像参照)。

ちなみに、少し後の時代になるが東邦火災の約款(T14 と T15)も 26 条約款である。同社は、神戸海上および帝国火災の追加条項を採用せず、第 22 条に次のような追加条項を加えている。「第 22 条 特別の危険を斟酌して保険料の額を定めたる場合に於て保険期間中其危険が消滅したるとき保険契約者より将来に向けて保険料減額の請求ありたるときは会社は之を審査し請求の理由あるを認めたるときは之を減額すべし」(東邦火災,T14)。危険の消滅・減少にかかる規定であるが、他社約款にこのような条文がみられないことから、同社は契約者に対して寛容な条項を採用していると考えられる(東邦火災の保険証券は画像参照)。

新日本火災(T11)、共同火災(T14)、東神火災(T15)は、いずれも 27 条の火災保険約款。新日本火災の約款は、帝国火災(T7)と同様の 26 条構成に、「保険契約者の解除権」の規定が加わったものである。「第 21 条 保険契約者は何時にても将来に向けて契約の全部又は一部の解約を為すことを得」(新日本火災, T11)。

共同火災(T14)と東神火災(T15)も 27 条約款であるが、それぞれ微妙に異なる。共同火災の火災保険約款は、大正初期の 25 条約款に、帝国火災の「証券の再発行等」の規定、および神戸海上の「約款に規定しない事項の法的根拠」の 2 つの条項が加わって 27 条となっている。これに対して東神火災の約款(T15)では、帝国火災と同様の「証券の再発行等」に関する規定、および保険契約者の契約解除の規定が追加されて 27 条構成となっている。前者は第 26 条、後者は第 27 条となっている。第 27 条の文言は次のとおりである。「第 27 条 保険契約者は當会社の責任開始前に限り契約の全部又は一部の解除を為すことを得」(東神火災, T15)。保険契約者の解除権を認めているように見えるが、前述の新日本火災の約款第 21 条と異なり、この規定は責任開始前に限り契約者の解除権を認めるものである。逆に言えば、それ以外の場合には、保険契約者の契約解除権を認めないという規定である。現代の保険法の観点からいえば、この規定は保険契約者に対して過酷な規定であり、違和感がある。

次に、28 条構成となっている太洋火災の火災保険約款(T15)を見てみよう。これは、25 条構成をベースとして、次のような内容の三条項が付け加えられたものである。「免責の場合の保険料不返却」、「保険契約者の契約解除権とその効果」および「約款に規定しない事項の法的根拠」である。前二者の規定は、次のようである。「第 19 条 会社が損害填補の責に任ぜざる場合に於ては既に受取たる保険料は之を返還せず」、「第 23 条 保険期間中保険契約者又は被保険者は任意に保険契約の解除を為すことを得、但此場合に於ては既に受取たる保険料は第 22 条の方法によりこれを処分す」(太洋火災, T15)。

以上、大正期の火災保険契約の構造の推移を各社の保険証券によって検証した。保険約款の研究のために、わざわざ保険証券を参照する必要がないとする考え方がありうる。しかし保険証券によってしか知りえない情報がある。保険証券には、しばしばゴム印などで「特記事項」や「注意」などが記載されている。その中には、実質的には条文の追加とみるべき内容のものもある。よって、保険実務の変遷を歴史的に研究するためには、保険証券を検討が一定の意味をもつものと思われる。

大正期の火災保険約款の考察は、この辺で紙面が尽きたため、引き続き次号で論じる。

大正期における火災保険約款の基本構造（25 条約款）

- 第 1 條 損害填補の範囲
- 第 2 條 填補責任期間
- 第 3 條 保険の目的
- 第 4 條 動産に対する付保
- 第 5 条 契約の無効
- 第 6 条 超過保険
- 第 7 条 保険契約者の悪意または重大な過失による不実の告知（告知義務）
- 第 8 条 他保険契約の通知義務
- 第 9 条 危険の増加・変更の通知義務
- 第 10 条 権利譲渡の通知義務
- 第 11 条 保険の目的の検査権
- 第 12 条 通知義務違反の効果
- 第 13 条 保険事故の通知義務
- 第 14 条 保険事故後の保険の目的の調査・保管等
- 第 15 条 保険金支払いの履行期間
- 第 16 条 現物交付
- 第 17 条 填補責任の免除
- 第 18 条 動産の填補責任
- 第 19 条 比例填補
- 第 20 条 重複契約における保険金支払
- 第 21 條 無効、失効、解除における保険料
- 第 22 条 保険価額および損害額の評価の相違
- 第 23 条 保険金一部支払い後の契約
- 第 24 条 保険契約者の利益分配がないこと
- 第 25 条 契約の継続

明治期の約款には、第 7 条（告知義務）の規定がなく、24 条構成であった。



火災保險證券（帝國火災保險株式會社、大正7年）

